

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円) <small>(消費税額及び地方消費税の額を含む。)</small>	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
1	管財課	固定資産台帳更新業務	令和5年4月5日	税理士法人 長谷川会計 広島県広島市西区庚午中2丁目11番1号	1,650,000	本業務は、固定資産台帳の整備に際し、必要な技術的支援を受けることを目的とし、当該契約相手方は、これらに精通する者が従事することはもとより、会計的な専門知識を有する税理士等の有資格者が必要に応じて監修できる体制を有している。また、県内他自治体でも多数の実績を有しており、美作市でも平成29年度からこの業務について実績があり、美作市の固定資産について熟知している。よって、業務遂行に迅速かつ確実に対処できる当該業者1社との随意契約とした。	第2号	
2	管財課	美作市IP内線網ネットワーク保守管理業務	令和5年4月1日	コムパス(株) 岡山県岡山市北区下中野1222-7	1,100,000	当該業務は本庁と市所間のIP内線網ネットワークの保守管理の業務です。本システムは、内線と外部との通信全体を制御する複雑なシステムであるため、本システムを熟知しており、緊急時や故障等のトラブルに迅速かつ確実に対処できるシステム導入業者である当該業者を選定した。	第2号	
3	管財課	省エネ法及び温対法に係る運用管理・計画策定業務	令和5年4月14日	アセス(株) 岡山県津山市中北上1731-2	3,850,000	省エネ法において美作市が平成22年から特定事業者の指定を受けて以来、定期報告書作成等当該業務の実績があり、温対法においても現事業計画を策定した業者であり、例年、進捗状況報告書の作成、本部会議の参加支援など行っている。本業務遂行にあつては、迅速かつ確実に実施する必要があり、また、美作市の現状を十分把握できている業者に依頼することで、円滑な業務遂行、よりよい計画策定の実施が望まれるため。	第2号	
4	管財課	警備業務委託	令和5年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	11,415,600	当該業者は、各施設に設備等の機器類を設置しているため、相手が特定される。また、過去の実績があり高い信頼性を執しているため。	第2号	長期継続契約 令和5年4月1日～ 令和8年3月31日
5	スポーツ振興課	岡山県美作ラグビー・サッカー場樹木管理業務委託	令和5年4月1日	公益社団法人美作市シル	1,403,600	美作市の高齢者が現役で活躍している美作市シルバー人材センターを活用し、高齢者の生きがいと健康保持を図るため。管理棟・主競技場・補助競技場・駐車場周辺の樹木管理及び草取りを行うもの。	第3号	
6	スポーツ振興課	岡山県美作ラグビー・サッカー場貯水池周辺・北側水路及び北側法面草刈業務委託	令和5年6月21日	株式会社谷本建設	1,617,000	過去実施した業務を鑑みて、設計金額の7割程度で契約をすることができおり、経費の節約が確保することが十分可能であり、事業地と内容を考慮した結果、競争入札には適合しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。	第2号	

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
7	市民課	特定健診等の実施に係る委託契約（個別健診分）	令和5年6月1日	一般社団法人 津山市 医師会 津山市椿高下114	1,170,003	平成20年4月より各保険者に40歳以上75歳未満の方を対象に、特定健診・特定保健指導が義務付けられたことで、被保険者の利便性や受診機会を確保するために、津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町がそれぞれの区域に居住する被保険者に対して実施する特定健診を（美作市医師会、勝田郡医師会、苫田郡医師会は津山市医師会を代理人として契約締結の権限を委任）、津山市医師会を相手方として随意契約を締結した。	第2号	
8	市民課	市町村事務処理標準システム岡山県クラウド運用保守業務	令和5年5月8日	岡山県国民健康保険団体連合会 岡山県岡山市北区桑田町17番5号	1,738,770	岡山県国民健康保険団体連合会は本市が利用している国保共同電算システムの管理団体であり、国保事業における市町村事務処理標準システム岡山県クラウド運用保守業務においても安全かつ確実に実施できることから他社との競合に適さないため。	第2号	
9	市民課	令和5年度美作市国民健康保険保健事業（国保ヘルスアップ事業）	令和5年6月1日	株式会社データホライゾン 広島県広島市西区草津新町1丁目21-35	4,950,000	第3期データヘルス計画を作成するためには、平成30年度から令和4年度までの過去5年間の被保険者のレセプト情報の取り込み分析を行う必要があるが、選定業者については、令和2年度にデータヘルス計画中間評価の実施を依頼した業者であるため、平成30年度から令和元年度までの2か年のレセプト情報をすでに保有していることから本業務の実施に関しても安価でできるため。	第2号	
10	市民課	戸籍システム運用支援業務	令和5年4月1日	(社)岡山中央総合情報公社 久米郡美咲町原田3108-2	8,437,440	本市の戸籍システムを岡山中央総合情報公社が管理しており、他社へ委託することができないため。	第2号	
11	市民課	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務	令和5年4月1日	(社)岡山中央総合情報公社 久米郡美咲町原田3108-2	2,668,750	本市の住民基本台帳ネットワークシステムを岡山中央総合情報公社が管理しており、他社へ委託することができないため。	第2号	
12	市民課	コンビニ交付異動データ作成業務	令和5年4月1日	(社)岡山中央総合情報公社 久米郡美咲町原田3108-2	1,072,800	本市の住民基本台帳システムを岡山中央総合情報公社が管理しており、他社へ委託することができないため。コンビニ交付のため住基の異動データを作成する業務。	第2号	
13	税務課	地方税電子申告支援サービス利用委託	令和5年4月1日	一般社団法人 岡山中央 総合情報公社 岡山県久米郡美咲町原田3108-2	1,935,120	本委託業務は給与支払報告義務対象者（雇用主）、および法人市民税の申告義務対象者の利便性向上を目的とした全国規模の電子申請サービスに係る受付業務である。契約相手方は本市の確定申告受付支援システムの採用業者でもあり、電子データ化された源泉徴収票は申告支援システムへの取り込みが可能となり、紙媒体の源泉徴収票の職員によるシステムへの手入力と比較して迅速かつ確実である。このことから大幅に職員の負担軽減が図られ、他の重要な業務に集中できることから同一業者処理による利点は多く、入札による契約は妥当ではないため、当該業者1社との随意契約とした。	第2号	

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） <small>（消費税額及び地方消費税の額を含む。）</small>	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
14	税務課	マルコポーロシステム利用サービス	令和5年6月1日	株式会社 両備システムズ 美作営業所 岡山県美作市南147	2,081,200	本委託業務は令和6年度に基幹システムが契約相手方に移行することに伴い、先行導入するものである。その理由として令和6年度は3年に1度の固定資産評価替えの年に該当するが、事前作業は令和5年度中に行うため、従前の評価システムによって得られた結果を新基幹システムに取り込んで令和6年度分の固定資産税として賦課するには評価内容から賦課に至るまでの整合性が取れているか否かを再検証する必要がある。このことから新基幹システムの導入業者が開発した当該システムであれば、再検証を行う必要はなく、賦課内容の正確性の確保と職員の負担軽減が大いに図られることから、一般競争入札による契約は妥当とは言えず、当該業者1社との随意契約とした。	第2号	
15	くらし安全課	美作火葬場火葬炉更新工事	令和5年4月5日	(株)テクノ窯工 備前市浦伊部1185番地の10	5,555,000	本業務は、火葬炉内の設備が老朽化しているため、炉内の炉壁等を更新するものであり、設備の機能を確保し安定的な設備管理を行うための工事である。火葬炉は特殊な設備であり、当施設の火葬炉点検業者であり、炉の状態等に精通しており、修繕実績のある業者を選定した。	第2号	
16	福祉政策課	美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園管理委託業務	令和5年4月1日	社会福祉法人美作市社会	2,100,000	令和3年4月1日締結の「美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園の管理に関する協定書」に基づくもの。指定管理3年目 また、本施設は、平成6年から当該法人が事務所として利用しながら、施設の管理・運営行っている。平成19年4月1日からは、同法人が指定管理者として、つどいの広場事業、障害者作業所むぎの会の運営事業、美作市ファミリーサポート事業等様々な事業を美作市から受託し、施設管理と一体的に事業運営を進めているため、当該法人1社との随意契約とした。	第2号	
17	福祉政策課	美作市ひきこもり等若年者就労支援事業	令和5年4月1日	特定非営利活動法人 山	2,000,000	本業務の内容は自立を目指した相談・支援を主とし事業開始当初から関わり続けて終結に至っていない相談者や、年度末間際からの支援開始となった相談者との信頼関係を構築するにあたって一定期間を要するケースもあることから中長期的な支援が不可欠であり継続的な事業の実施が重要であるため、事業開始当初からの受託者と随意契約とした	第2号	
18	福祉政策課	美作市障害者地域活動支援センター業務（基幹相談支援センター）	令和5年4月1日	社会福祉法人美作市社会	2,500,000	本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第3項の規定に基づき、委託するもので、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者が自立した生活を営むための支援を行うもので、当該法人の持つ組織力と豊富な人材が欠かせないため、当該法人1社との随意契約とした。	第2号	

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額 (円) <small>(消費税額及び地方消費税の額を含む。)</small>	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
19	福祉政策課	美作市障害者地域活動支援センター業務 (障害者地域活動支援センター)	令和5年4月1日	社会福祉法人美作市社会	20,000,000	本業務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号及び第9号の規定に基づき、障害者の創作的活動または生活活動の提供、社会との交流促進、その他障害者が自立した生活を営むための支援を行うもので、当該法人の持つ組織力と豊富な人材が欠かせないため、当該法人1社との随意契約とした。	第2号	
20	福祉政策課	美作市重層的支援体制整備事業委託業務	令和5年4月1日	社会福祉法人美作市社会	35,220,000	本業務は、社会福祉法第106条の4第2項に基づき重層的視線体制整備事業にて実施する事業である。受託者の社会福祉協議会は、社会福祉法第109条第1項の規定に基づき地域福祉の推進を目的として設置された団体であることから地区社会福祉協議会の設置、育成を手がけ、地域に根ざした地域福祉の推進を図っていることから、本業務の有効かつ継続的な実施には、同法人の持つ豊富な人材が欠かせないため同法人を選定した。	第2号	
21	福祉政策課	生活保護電子計算処理システム関連に係る保守管理業務委託	令和5年4月1日	北日本コンピューターサービス株式会社	1,606,440	本業務はシステムを開発した業者でなければ履行できず、契約を履行するにあたりクラウド上でのサービスの提供を受ける必要があるため。	第2号	
22	福祉政策課	生活保護システムクラウドサービス利用料	令和5年4月1日	北日本コンピューターサービス株式会社	1,584,000	本業務はシステムを開発した業者でなければ履行できず、契約を履行するにあたりクラウド上でのサービスの提供を受ける必要があるため。	第2号	
23	健康政策課	新型コロナウイルスワクチン予約センター業務委託料 (第1期)	令和5年4月1日	株式会社みまちゃんネル 岡山県美作市真加部1616	5,687,000	新型コロナウイルス感染症の拡大防止にあたり、市民へコロナウイルスワクチン予防接種を実施している。円滑な実施を引き続き行うため、予約センターを設置し、事前予約を受け実施している。このことから予約に必要とする受付業務及びシステム入力、連絡調整等を行うものであり、令和3年及び4年度委託業者と契約を締結するため随意契約とした。	第2号	【委託期間】 R4.4.1～ R5.7.31
24	健康政策課	健康管理 新型コロナウイルスワクチン追加接種券作成 (令和5年度春夏対応)	令和5年4月3日	一般社団法人 岡山中央総合情報公社 岡山県久米郡美咲町原田3108-2	2,064,256	新型コロナウイルスワクチン春夏接種の開始に伴い、予防接種券の作成の必要が生じた。住民情報及び接種済状況を接種券情報に紐付けし、追加接種券を作成するものであり、住民情報システム及び接種記録情報を利用することから、契約相手方が特定されることから随意契約とした。	第2号	【委託期間】 R4.4.3～ R5.5.2
25	健康政策課	美作市地域住民グループ支援事業業務委託	令和5年4月1日	社会福祉法人 美作市社会福祉協議会 美作市江見280	8,757,000	介護予防に資する高齢者サロン・ミニデイサービス等の住民主体の集いの場の提供等の支援を市内全域で行っていること、地域や利用者の状況に精通していること等、当該事業の実施に必要な要件をすべて満たし継続的な事業の実施が可能な唯一の事業者が美作市社会福祉協議会である為随意契約とした。	第2号	【委託期間】 R5.4.1～ R6.3.31
26	健康政策課	美作市地域包括支援センター業務委託	令和5年4月1日	社会福祉法人 美作市社会福祉協議会 美作市江見280	47,660,000	地域や福祉支援の状況に精通していること等、当該事業の実施、今後も継続的な事業の実施が可能な唯一の事業者として美作市社会福祉協議会を選定し随意契約とした。	第2号	【委託期間】 R5.4.1～ R6.3.31

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号	備考
27	健康政策課	美作市第2層生活支援体制整備事業業務委託	令和5年4月1日	社会福祉法人 美作市社会福祉協議会 美作市江見280	1,000,000	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、地域全体で多様な主体と連携して重層的な地域の支え合いの体制づくりの構築を推進するものである。その実施に当たって、全市を地域的な偏りなく広域的にカバーできること、多様な理念を持つ地域の提供主体と地域の公益活動に留意し連絡調整ができること、コーディネーターの養成や住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること、日常生活圏域等の中心である地域包括支援センター及び地域ケア会議と連携できること、市内全域の生活支援に係る社会資源の把握等が可能であること等、事業の実施に必要な要件を全て満たし、地域福祉を中心に推進する役割を担い、本事業の目的を理解する確実かつ安定した事業者が美作市社会福祉協議会であるため随意契約とした。	第2号	【委託期間】 R5.4.1～ R6.3.31
28	農村整備課	久賀ダム 水質改善装置2号機 設置工事	令和5年6月20日	(株)エコ・プラン 長崎県長崎市松原町 2648-2	11,000,000	本工事は美作上水道水源(梶並川)の上流にある農業用水確保及び洪水調整を目的とした久賀ダムにおいて平成15年・24年令和3年・4年に発生した異臭、水質の悪化の解決に向けた水質改善を目的に既存の浄化装置と併用する水質改善装置を設置し機能強化するもの。本装置は特許出願されており他社での製作設置が困難である。	第2号	
29	農村整備課	林道真木山線舗装工事 測量設計 業務委託	令和5年5月2日	おかやまの森整備公社 津山市二宮1849-2	1,039,500	治山林道の設計・積算業務は、特殊な専門技術を必要とする事から、県内では上記業者に限定されるため	第2号	
30	商工政策課	愛の村パークコテージ無線ネットワーク整備業務委託	令和5年6月16日	株式会社オービス 岡山市北区大内田675	1,564,200	指名競争入札で応札業者が一社のみで不調となった。よって、指名競争入札で応札予定であった業者で、市発注業務の履行実績があり、確実な執行が見込まれるため、当該業者1社との随意契約とした。	第8号	
31	観光政策課	ふれあいの湯(足湯)管理委託業務	令和5年4月1日	株式会社湯郷鷺温泉 代表取締役 綱澤増雄 美作市湯郷595番地1	1,120,000	受託者は当該施設の泉源管理者であり、直近にて温泉施設を営業しているため緊急時の迅速な対応が可能。また、地元(湯郷地区)からも同一者での管理運営の要望があったことによる。	第2号	
32	都市住宅課	美作IC駐車場整備実施設計業務委託	令和5年4月17日	株式会社アースクレア 美作市湯郷387番地1	1,870,000	中国自動車道美作ICの高速バス停留所を含めた駐車場整備は合併特例債を財源としている都合、令和6年度末までの事業完了を目指すため、各業務実施がタイトなスケジュールとなっている。事業完了までのスケジュールを考慮すると、設計業務完了後、早期に造成工事に着手する必要があるため、指名競争入札では令和6年度事業完了に間に合わず、合併特例債に影響があるため、見積入札による随意契約とする。	第5号	

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
33	下水道課	公共下水道処理場運 転管理業務委託	令和5年4月1日	有限会社近藤清掃 岡山県美作市林野2 2 4	49,720,000	美作市一般廃棄物処理業等合理化事業計画及び「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき締結した協定書により本業務の相手方として妥当であること、し尿処理業者として営業の許可範囲であること、本業務内容において資力、信用、技術及び経験等を有し、その目的を達成する上で妥当であることから当該業者との随意契約とした。	第2号	
34	下水道課	特定環境保全公共下 水道処理場運転管理 業務委託その1	令和5年4月1日	有限会社近藤清掃 岡山県美作市林野2 2 4	34,980,000	美作市一般廃棄物処理業等合理化事業計画及び「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき締結した協定書により本業務の相手方として妥当であること、し尿処理業者として営業の許可範囲であること、本業務内容において資力、信用、技術及び経験等を有し、その目的を達成する上で妥当であることから当該業者との随意契約とした。	第2号	
35	下水道課	農業集落排水処理施 設運転管理業務委託 その1	令和5年4月1日	有限会社近藤清掃 岡山県美作市林野2 2 4	15,840,000	美作市一般廃棄物処理業等合理化事業計画及び「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき締結した協定書により本業務の相手方として妥当であること、し尿処理業者として営業の許可範囲であること、本業務内容において資力、信用、技術及び経験等を有し、その目的を達成する上で妥当であることから当該業者との随意契約とした。	第2号	
36	下水道課	合併浄化槽維持管理 業務委託その1	令和5年4月1日	有限会社近藤清掃 岡山県美作市林野2 2 4	10,733,360	美作市一般廃棄物処理業等合理化事業計画及び「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき締結した協定書により本業務の相手方として妥当であること、し尿処理業者として営業の許可範囲であること、本業務内容において資力、信用、技術及び経験等を有し、その目的を達成する上で妥当であることから当該業者との随意契約とした。	第2号	
37	下水道課	特定環境保全公共下 水道処理場運転管理 業務委託その2	令和5年4月1日	有限会社アイビー産業 岡山県美作市三倉田5 7 2 番地の1	53,020,000	美作市一般廃棄物処理業等合理化事業計画及び「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき締結した協定書により本業務の相手方として妥当であること、し尿処理業者として営業の許可範囲であること、本業務内容において資力、信用、技術及び経験等を有し、その目的を達成する上で妥当であることから当該業者との随意契約とした。	第2号	

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
38	下水道課	農業集落排水処理施設 運転管理業務委託 その2	令和5年4月1日	有限会社アイビー産業 岡山県美作市三倉田5 72番地の1	9,295,000	美作市一般廃棄物処理業等 合理化事業計画及び「下 水道整備に伴う一般廃棄 物処理業等の合理化に関 する特別措置法」の趣旨 に基づき締結した協定書 により本業務の相手方と して妥当であること、し 尿処理業者として営業の 許可範囲であること、本 業務内容において資力、 信用、技術及び経験等を 有し、その目的を達成す る上で妥当であることか ら当該業者との随意契約 とした。	第2号	
39	下水道課	合併浄化槽維持管理 業務委託その2	令和5年4月1日	有限会社アイビー産業 岡山県美作市三倉田5 72番地の1	13,667,280	美作市一般廃棄物処理業 等合理化事業計画及び「 下水道整備に伴う一般廃 棄物処理業等の合理化に 関する特別措置法」の趣 旨に基づき締結した協定 書により本業務の相手方 として妥当であること、 し尿処理業者として営業 の許可範囲であること、 本業務内容において資力 、信用、技術及び経験等 を有し、その目的を達成 する上で妥当であること から当該業者との随意契 約とした。	第2号	
40	下水道課	特定環境保全公共下 水道処理場運転管理 業務委託その2	令和5年4月1日	有限会社作州清掃 岡山県美作市真加部1 756-3	14,410,000	美作市一般廃棄物処理業 等合理化事業計画及び「 下水道整備に伴う一般廃 棄物処理業等の合理化に 関する特別措置法」の趣 旨に基づき締結した協定 書により本業務の相手方 として妥当であること、 し尿処理業者として営業 の許可範囲であること、 本業務内容において資力 、信用、技術及び経験等 を有し、その目的を達成 する上で妥当であること から当該業者との随意契 約とした。	第2号	
41	下水道課	農業集落排水処理施設 運転管理業務委託 その2	令和5年4月1日	有限会社作州清掃 岡山県美作市真加部1 756-3	2,970,000	美作市一般廃棄物処理業 等合理化事業計画及び「 下水道整備に伴う一般廃 棄物処理業等の合理化に 関する特別措置法」の趣 旨に基づき締結した協定 書により本業務の相手方 として妥当であること、 し尿処理業者として営業 の許可範囲であること、 本業務内容において資力 、信用、技術及び経験等 を有し、その目的を達成 する上で妥当であること から当該業者との随意契 約とした。	第2号	
42	下水道課	合併浄化槽維持管理 業務委託その3	令和5年4月1日	有限会社作州清掃 岡山県美作市真加部1 756-3	2,598,860	美作市一般廃棄物処理業 等合理化事業計画及び「 下水道整備に伴う一般廃 棄物処理業等の合理化に 関する特別措置法」の趣 旨に基づき締結した協定 書により本業務の相手方 として妥当であること、 し尿処理業者として営業 の許可範囲であること、 本業務内容において資力 、信用、技術及び経験等 を有し、その目的を達成 する上で妥当であること から当該業者との随意契 約とした。	第2号	

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
43	下水道課	美作地域マンホール ポンプ場巡回管理業 務委託	令和5年4月7日	有限会社近藤清掃 岡山県美作市林野22 4	3,467,640	美作市一般廃棄物処理業等合理化事業計画及び「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づき締結した協定書により本業務の相手方として妥当であること、し尿処理業者として営業の許可範囲であること、本業務内容において資力、信用、技術及び経験等を有し、その目的を達成する上で妥当であることから当該業者との随意契約とした。	第2号	
44	下水道課	美作市公共下水道に 係る効率的な事業実 施のための雨水管理 総合計画策定業務委 託	令和5年6月9日	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁 目31番27号	7,400,000	当該団体は、「日本下水道事業団法」に基づく地方共同法人で、国土交通省の認可法人である。私企業との利害関係がなく公平性・中立性の基、下水道整備の推進という国の政策目的を担う団体であり、国内約7割の処理施設の新設・再構築に関わっている。また、日本の下水道事業を牽引し、技術開発や共同研究にも力を入れており、日本の下水道事業における最先端技術を集約し、有している団体である。品質面においても信頼でき、効率的で合理的な高い技術を持って事業を推進できる日本で唯一の団体である。以上のことから、高い技術力と経験を有し、計画、工事発注から完成検査までを一貫して実施できるのは当該団体のみで、他に適切なものは考えられない。 また、美作市の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の基本構想及び基本計画、事業認可を策定している。終末処理場10施設の実施設設計及び建設工事も一体的に受託しており施設概要を熟知しているため当該団体が行うことが最も効率的かつ合理的であり、処理場との調整も長けており、計画、工事発注・施工管理においても確実な実施が期待できることから当該団体との随意契約とした。	第2号	

令和4年4月～6月 契約締結分

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） <small>（消費税額及び地方 消費税の額を含む。）</small>	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
45	下水道課	美作市公共下水道に係る効率的な事業実施のための計画検討業務委託	令和5年6月9日	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目31番27号	6,000,000	<p>当該団体は、「日本下水道事業団法」に基づく地方共同法人で、国土交通省の認可法人である。私企業との利害関係がなく公平性・中立性の基、下水道整備の推進という国の政策目的を担う団体であり、国内約7割の処理施設の新設・再構築に関わっている。また、日本の下水道事業を牽引し、技術開発や共同研究にも力を入れており、日本の下水道事業における最先端技術を集約し、有している団体である。品質面においても信頼でき、効率的で合理的な高い技術を持って事業を推進できる日本で唯一の団体である。以上のことから、高い技術力と経験を有し、計画、工事発注から完成検査までを一貫して実施できるのは当該団体のみで、他に適切なものは考えられない。</p> <p>また、美作市の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の基本構想及び基本計画、事業認可を策定している。終末処理場10施設の実施設設計及び建設工事も一体的に受託しており施設概要を熟知しているため当該団体が行うことが最も効率的かつ合理的であり、処理場との調整も長けており、計画、工事発注・施工管理においても確実な実施が期待できることから当該団体との随意契約とした。</p>	第2号	
46	下水道課	美作市公共下水道美作浄化センター他の実施設計の作成委託	令和5年6月9日	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目31番27号	14,000,000	<p>当該団体は、「日本下水道事業団法」に基づく地方共同法人で、国土交通省の認可法人である。私企業との利害関係がなく公平性・中立性の基、下水道整備の推進という国の政策目的を担う団体であり、国内約7割の処理施設の新設・再構築に関わっている。また、日本の下水道事業を牽引し、技術開発や共同研究にも力を入れており、日本の下水道事業における最先端技術を集約し、有している団体である。品質面においても信頼でき、効率的で合理的な高い技術を持って事業を推進できる日本で唯一の団体である。以上のことから、高い技術力と経験を有し、計画、工事発注から完成検査までを一貫して実施できるのは当該団体のみで、他に適切なものは考えられない。</p> <p>また、美作市の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の基本構想及び基本計画、事業認可を策定している。終末処理場10施設の実施設設計及び建設工事も一体的に受託しており施設概要を熟知しているため当該団体が行うことが最も効率的かつ合理的であり、処理場との調整も長けており、計画、工事発注・施工管理においても確実な実施が期待できることから当該団体との随意契約とした。</p>	第2号	

